

事業主

被保険者 各位

健保通達 07-10-88

文化シヤッター健康保険組合

保険証廃止に伴う「資格確認書」の一斉交付について

平素は健康保険組合の事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、従来の健康保険証の発行は令和6(2024)年12月1日をもって終了し、「マイナ保険証」の利用を基本とする仕組みに移行しました。加入者の皆様には「マイナ保険証」への切り替えにご協力いただき誠に有難うございます。

本年、令和7(2025)年12月2日に従来の健康保険証は完全廃止となります。

令和7(2025)年12月2日以降、現在お持ちの「健康保険被保険者証 ※カード型」は使用出来なくなります。

今後、医療機関等を受診する際は、「マイナ保険証」をご使用下さい。

つきましては、「令和7(2025)年10月1日時点で有効なマイナ保険証をお持ちでない方」に、健康保険証に代わる「資格確認書(はがき型・紙)」を勤務先の会社経由で送付(10月30日発送)致します。

事業所ご担当者様にはお手数をお掛け致しますが、配布をお願い致します。

※世帯ごとの封入です。

※令和7(2025)年10月1日現在のデータを使用しておりますので、宛名に記載の所属名は、

“令和7(2025)年上期のもの”です。ご了承下さい。

※「資格確認書」には有効期限(令和11(2029)年12月1日)がありますのでご注意下さい。

※下記の場合、「資格確認書」は必ずご返却下さい。

■「退職時」 ■「被扶養者でなくなった時」 ■「マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をした時」

～まだマイナ保険証をお持ちでない方へ～

健康保険証が廃止になる前に「マイナンバーカードを作成」し、「作成したマイナンバーカードに健康保険証の利用登録」をして下さい。マイナンバーカードがマイナ保険証として利用できるようになります。下記をご参照下さい。

[マイナンバーカードの健康保険証利用方法 | 厚生労働省](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

マイナンバー総合フリーダイヤル: 0120-95-0178

マイナ保険証への切替えは義務ではありませんが、国が志向する「より良い医療の提供」のため、また、「事務負担の軽減」、「作業経費の削減」のために切り替えをお願いしております。ご理解・ご協力のほど宜しくお願い致します。

マイナ保険証のメリット

- 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- 突然の手術・入院でも、手続きなしで高額な窓口負担が不要になる
- 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される
- 確定申告の医療費控除が簡単になる